

船舶事故調査報告書

平成22年6月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成21年11月26日 07時50分ごろ
発生場所	青森県東通村野牛漁港北東方沖 野牛港第2東防波堤北灯台から真方位065°880m付近 （概位 北緯41°21.9′ 東経141°21.0′）
事故調査の経過	平成22年1月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第11龍 ^{りゅう} 運丸、4.8トン AM3-36363（漁船登録番号）、個人所有 12.10m(Lr)×3.05m×0.76m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成5年11月12日
乗組員等に関する情報	船長 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年4月24日 免許証交付日 平成19年1月10日 （平成24年4月23日まで有効） 甲板員A 男性 76歳
死傷者等	負傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか5人が乗り組み、さけ定置網漁のため、青森県東通村野牛漁港北東方の漁場において、船首部に4人、船尾部に3人の乗組員を配し、当日3箇所目の袋網の揚網作業を行った。</p> <p>甲板員Aは、船首側キャプスタンの船尾側に船首方を向いて立ち、操作レバーでキャプスタンを時計回りの回転数毎分約30に設定したのち、袋網につながれたロープ（以下「引揚げロープ」という。）をキャプスタンに2回巻き付けて袋網の巻き揚げを開始した。</p> <p>甲板員Aは、引揚げロープがキャプスタンの回転部で滑るので、左手で巻き出し側の引揚げロープをキャプスタン側に強く引き寄せながら更に1回巻き付けようとしたところ、引き寄せた引揚げロープがキャプスタンの巻き込み側に巻き込まれたため、平成21年11月26日07時50分ごろ、左手がキャプスタンに巻き込まれた。</p> <p>船長は、操舵室の左舷側甲板上で、袋網が引き揚げられるのを待っていたところ、乗組員の叫び声を聞き、甲板員Aがキャプスタンに巻き込まれていることに気付き、直ちに油圧ポンプのメインスイッチを切ってキャブ</p>

	<p>スタンを停止した。</p> <p>本船は、操業を中止して野牛漁港に帰港し、甲板員 A は救急車で病院に搬送された。</p> <p>甲板員 A は、左小指及び環指全切断、左中指及び示指指先切断、並びに左尺骨骨折の重傷を負った。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約 2 m</p>								
その他の事項	<p>キャプスタンは、油圧駆動式で、船首甲板の右舷側及び後部甲板の中央部に各 1 基が設置され、それぞれの近くに付設された操縦レバーで発停並びに回転方向及び回転数の調整ができるようになっていた。また、駆動用油圧ポンプのメインスイッチが操舵室内に設置されていた。</p> <p>揚網作業は、両端が袋網につながれた引揚げロープを 2 基のキャプスタンを使用して左舷側から巻き上げるようにして行われており、通常、船の位置を調整するため、船首側を最初に巻き揚げ、少し遅れてから船尾側を巻き上げるようにしていた。</p> <p>事故発生当時、船首側キャプスタンの巻き出し側引揚げロープは、船尾側キャプスタンにも巻き付けられており、たわみの少ない状態になっていた。</p> <p>甲板員 A は、本船での作業経験が約 10 年で、いつも船首側のキャプスタン作業に当たっており、引揚げロープをキャプスタンに巻き付ける際には、ふだんから両手で引揚げロープを持ち、左手で巻き込まれないように保持しながら右手でキャプスタンに巻き付けていた。</p> <p>事故当時、左手だけで巻き付け作業を行った理由については、明確な回答が得られなかった。</p> <p>本船は、左舷前方から風と波を受けていたため、少し上下動の揺れがあったが、通常の操業環境にあった。</p> <p>甲板員 A は、滑り止めゴムの付いた薄い綿製の手袋を着用していた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、野牛漁港北東沖において揚網作業中、甲板員 A が、左手だけで引揚げロープをキャプスタンに巻き付けようとし、引き寄せた引揚げロープがキャプスタンの巻き込み側に巻き込まれたため、左手がキャプスタンに巻き込まれたものと考えられる。</p> <p>引揚げロープは、両手で持ってキャプスタンに巻き付ける作業を行うべきである。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、野牛漁港北東沖において揚網作業中、甲板員 A が、左手だけで引揚げロープをキャプスタンに巻き付けようとし、引き寄せた引揚げロープがキャプスタンの巻き込み側に巻き込まれたため、左手がキャプスタンに巻き込まれたものと考えられる。</p> <p>引揚げロープは、両手で持ってキャプスタンに巻き付ける作業を行うべきである。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、野牛漁港北東沖において揚網作業中、甲板員 A が、左手だけで引揚げロープをキャプスタンに巻き付けようとし、引き寄せた引揚げロープがキャプスタンの巻き込み側に巻き込まれたため、左手がキャプスタンに巻き込まれたものと考えられる。</p> <p>引揚げロープは、両手で持ってキャプスタンに巻き付ける作業を行うべきである。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が野牛漁港北東方沖の漁場において揚網作業中、甲板員 A が、左手だけで引揚げロープをキャプスタンに巻き付けようとしたため、左手がキャプスタンに巻き込まれたことにより、発生したものと考えられる。</p>								